

一 野菜生産出荷安定法関係

<p>野菜生産出荷安定法 (昭和四十一年法律第百三三号)</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。</p>
<p>野菜生産出荷安定法施行令 (昭和四十一年政令第百二十四号)</p>	<p>(指定野菜)</p> <p>第一条 野菜生産出荷安定法(以下「法」という。)第二条の政令で定める種別に属する野菜は、次の表の上欄に掲げる野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる種別に属するもの並びにたまねぎ、ばれいしよ及びほうれんそうとする。</p>
<p>野菜生産出荷安定法施行規則 (昭和四十一年農林省令第三十六号)</p>	

野菜の 種類	種 別
キャベツ	春キャベツ（四月から六月までを主な出荷時期として生産されるキャベツをいう。） 夏秋キャベツ（七月から十月までを主な出荷時期として生産されるキャベツをいう。） 冬キャベツ（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるキャベツをいう。）
きゅうり	夏秋きゅうり（七月から十一月までを主な出荷時期として生産されるきゅうりをいう。） 冬春きゅうり（十二月から翌年六月までを主な出荷時期として生産されるきゅうりをいう。）
さといも	秋冬さといも（六月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるさといもをいう。）
だいこん	春だいこん（四月から六月までを主な出荷時期として生産されるだいこんをいう。） 夏だいこん（七月から九月までを主な出荷時期として生産

	トマト	なす	にんじん	ねぎ
<p>されるだいこんをいう。) 秋冬だいこん（十月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるだいこんをいう。）</p>	<p>夏秋トマト（七月から十一月までを主な出荷時期として生産されるトマトをいう。） 冬春トマト（十二月から翌年六月までを主な出荷時期として生産されるトマトをいう。）</p>	<p>夏秋なす（七月から十一月までを主な出荷時期として生産されるなすをいう。） 冬春なす（十二月から翌年六月までを主な出荷時期として生産されるなすをいう。）</p>	<p>春夏にんじん（四月から七月までを主な出荷時期として生産されるにんじんをいう。） 秋にんじん（八月から十月までを主な出荷時期として生産されるにんじんをいう。） 冬にんじん（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるにんじんをいう。）</p>	<p>春ねぎ（四月から六月までを主な出荷時期として生産され</p>

	<p>はくさい (けつき ゆうはく さい及び はんけつ きゆうは くさいに 限る。以 下 同 じ。)</p>	<p>ピーマン</p>	<p>レタス</p>
<p>るねぎをいう。) 夏ねぎ(七月から九月までを 主な出荷時期として生産され るねぎをいう。) 秋冬ねぎ(十月から翌年三月 までを主な出荷時期として生 産されるねぎをいう。)</p>	<p>春はくさい(四月から六月ま でを主な出荷時期として生産 されるはくさいをいう。) 夏はくさい(七月から九月ま でを主な出荷時期として生産 されるはくさいをいう。) 秋冬はくさい(十月から翌年 三月までを主な出荷時期とし て生産されるはくさいをい う。)</p>	<p>夏秋ピーマン(六月から十月 までを主な出荷時期として生 産されるピーマンをいう。) 冬春ピーマン(十一月から翌 年五月までを主な出荷時期と して生産されるピーマンをい う。)</p>	<p>春レタス(四月及び五月を主 な出荷時期として生産される レタスをいう。) 夏秋レタス(六月から十月ま でを主な出荷時期として生産 されるレタスをいう。)</p>

第二章 需要及び供給の見通し

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、指定野菜の需要及び供給の見通しをたて、これを公表しなければならぬ。

冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）

（需要及び供給の見通し）

第二条 法第三条第一項の指定野菜の需要及び供給の見通しは、指定野菜の種類ごとに区分して、おおむね四年後から五年後までの一年間のうち次の表の上欄に掲げる種類の指定野菜にあつてはその種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる時期区分の各期間、さともにあつては六月から翌年三月までの期間のものにつきたてるものとする。

指定野菜の種類	時期区分
キャベツ	四月から六月まで 七月から十月まで 十一月から翌年三月まで
きゅうり、トマト及びなす	七月から十一月まで 十二月から翌年六月まで
だいこん、ねぎ、ばれいしよ及びほうれ	四月から六月まで 七月から九月まで 十月から翌年三月まで

- 2 農林水産大臣は、前項の需要及び供給の見通しをたてるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の需要及び供給の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画

(野菜指定産地の指定)

第四条 農林水産大臣は、指定野菜の種類

レタス	ピーマン	はくさい	にんじん	たまねぎ	んそう
四月及び五月 六月から十月まで 十一月から翌年三月まで	六月から十月まで 十一月から翌年五月まで	一月から三月まで 四月から六月まで 七月から九月まで 十月から十二月まで	四月から七月まで 八月から十月まで 十一月から翌年三月まで	四月から十月まで 十一月から翌年三月まで	

別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が合理的な当該指定野菜の集団産地の形成のために必要な次に掲げる要件のすべてを備える場合において、するものとする。

一 その区域内の当該指定野菜の作付面積が、農林水産省令で定める面積に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

指定野菜の種類	面積
キヤベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタス	二十ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条の夏秋きゅうり、

第一条（野菜指定産地の指定の基準）
 野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他その出荷に関する条件が、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあつては十二ヘクタール、同条の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあつては八ヘクタール

その区域が既に当該指定野菜の種別以外の指定野菜の種別（以下「他の種別」という。）に係る野菜指定産地として指定されているか、又はその区域を同時に他の種別に係る野菜指定産地としても指定しようとするものである場合における前項の規定の適用については、同項中「二十ヘクタール」とあるのは「十六ヘクタール」と、「十二ヘクタール」とあるのは「十ヘクタール」と、「八ヘクタール」とあるのは「六ヘクタール」とする。

第二条 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その区域内で生産される当該指定野菜（以下「区域内指定野菜」という。）でその出荷が共同出荷組織又は法第十条第一項の登録を受ける資格を有することとなる生産者（以下「大規模生産者」という。）により行われるものの数量の合計の区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が三分の二

を超えているか、又はこれを超える見込みが確実であること。

二 区域内指定野菜の出荷が全体として合理的かつ計画的に行われているか、又は行われる見込みが確実であること。

2 区域内指定野菜の作付面積が次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる面積以上である場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

指定野菜の種類	面積
キヤベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしよ、及びレタス	五十ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	野菜生産出荷安定法施行令第一条の夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあつては三十ヘクタール、同条の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあつては二十ヘクタール
さといも及びほ	二十ヘクタール

3 農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要及び供給の見通しに即するように、第一項の規定による指定をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。
(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林水産大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

うれんそう
ねぎ

二十五ヘクタール

きる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林水産大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除しなければならぬ。

2 第四条第四項及び第五項並びに第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(生産出荷近代化計画の樹立)

第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたてなければならない。

2 生産出荷近代化計画においては、作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項を定めるものとする。

3 生産出荷近代化計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる

(生産出荷近代化計画の樹立)

第三条 法第八条第一項の生産出荷近代化計画は、当該野菜指定産地についての法第四条第一項の規定による指定があつた日から三年以内にたてるものとする。

事項を定めるよう努めるものとする。

一 土地改良、作付地の集団化、農業の機械化その他生産の近代化に関する事項

二 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

4 生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項の規定により公表された需要及び供給の見通しに照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならぬ。

5 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表するよう努めなければならない。

(生産出荷近代化計画の変更)

第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出るよう努めなければならない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。この場合において、同項中「遅

(生産出荷近代化計画の樹立等につき意見を聴くべき農業団体等)

第三条 法第八条第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める農業団体等は、次に掲げるものとする。

一 当該野菜指定産地の区域の全部又は一をその地区の全部又は一部とする農業同組合及び農業協同組合連合会(都道府県の区域を超えない区域をその地区とするものに限る。)であつて、当該指定菜の出荷又は生産若しくは出荷に関する指導を行うもの

二 前号に掲げる農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となつている団体で当該指定野菜の出荷又は生産若しくは出荷に関する指導を行うもの(農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会を除く。)のうち当該都道府

滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し

県知事がその意見を聴くことを適当と認めたるもの

三 当該生産出荷近代化計画の内容として土地改良事業に関する事項を定めようとするときは、当該土地改良事業と相互に相当の関連性がある土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

(対象野菜の出荷に関する委託関係)

第四条 法第十条第一項の農林水産省令で定める委託関係は、同項の登録出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)に対してされた同項の対象野菜(以下「対象野菜」という。)の出荷の委託(登録出荷団体に対して対象野菜の出荷を委託した者に対してされた当該対象野菜の出荷の委託及び当該対象野菜につき順次された出荷の委託を含む。)によるものとする。

生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

(出荷団体及び生産者の登録)

第十一条 前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜を出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林水産省令で定めるものに限る。

- 一 農業協同組合
- 二 農業協同組合連合会
- 三 事業協同組合
- 四 協同組合連合会
- 五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつている法人その他の団体

(登録出荷団体の登録資格)

第五条 法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める法人その他の団体は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一条第一項第三号又は第四号に掲げる法人にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う登録前三年間の各年において当該対象野菜（野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。以下この号において同じ。）をその生産者の委託（対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。）を受けて出荷したもの
- 二 法第十一条第一項第五号に掲げる法人その他の団体にあつては、当該対象野菜の出荷の事業を行うことを主な目的とするものであつて、次に掲げる要件を備えている規約を有するもの

イ 法第十条第一項の委託生産者に対する生産者補給金の交付の方法が衡平を

2 前条第一項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。

3 機構は、前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者から同項の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

(交付金の交付)

第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするも

欠くものでないこと。

ロ 代表者の選任の手續を明らかにしていること。

ハ 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。

ニ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(登録生産者の登録に必要な作付面積)

第六条 法第十一条第二項の農林水産省令で定める面積は、おおむね二ヘクタールとする。

(対象野菜の供給に係る契約)

第七条 法第十二条の契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該契約の対象となる指定野菜の種別
二 前号の種別に属する指定野菜の供給の

のに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

(法人に対する補助)

第十四条 機構は、一般社団法人又は一般財団法人が行う対象野菜以外の野菜(指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの(農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経費を補助するものとする。

期間

三 前号の期間内に登録出荷団体又は法第十条第一項の登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者に供給しようとする対象野菜の数量

四 前号の対象野菜の価格に関する事項

五 第三号の対象野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項

六 その他必要な事項

(指定野菜に準ずる野菜)

第八条 法第十四条の農林水産省令で定める野菜(以下「特定野菜」という。)は、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちや、カリフラワー、かんしよ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しようが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、んにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこんその他特にその供給の安定を

図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるものとする。

(一般社団法人又は一般財団法人が行う業の要件)

第九条 法第十条の規定により行う機構の業務に準ずる業務に係る法第十四条の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その業務が、対象野菜以外の野菜(指定野菜以外の野菜にあつては特定野菜に限る。以下「特定野菜等」という。)の価格の著しい低落があつた場合において、その低落が対象特定野菜等(法第十四条の法人の事務所所在地の属する都道府県の区域内にある当該特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産される当該特定野菜等をいう。以下同じ。)の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者(以下「委託特定野菜等生産者」という。)及び対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者(以下「相当規模生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託特定野菜等生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付するものであること。

二 前号の業務を行うための資金のうちの相当の金額が、共同出荷組織又は相当規

模生産者から徴する負担金及びその他の者（機構を除く。）から同号の補給交付金又は補給金の交付に充てることを条件として交付される金銭をもつて充てられるものであること。

2

法第十二条の規定により行う機構の業務に準ずる業務に係る法第十四条の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その業務が、共同出荷組織又は相当規模生産者が特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約（対象特定野菜等の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものであること。

二 前号の業務を行うための資金のうちの相当の金額が、共同出荷組織又は相当規模生産者から徴する負担金及びその他の者（機構を除く。）から同号の交付金の交付に充てることを条件として交付される金銭をもつて充てられるものであること。

第五章 雑則

(勸告)

第十五条 農林水産大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、対象野菜の出荷の安定を図るため必要があるときは、当該対象野菜を出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に関し必要な勸告をすることができる。

(報告の徴収)

第十六条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【略】

と。

(権限の委任)

第十条 法第八条第六項、第九条第一項及び第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、同条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

附則 【略】

